

【関連資料】

タクソノミフレームワーク設計書

(会計編)

目次

1. A群勘定科目とB群勘定科目の選定	1
1.1 勘定科目の分類	1
2. 各種リンクベースの設定基準	1
2.1 参照リンクの設定基準	1
2.2 名称リンクの設定基準	2
2.3 定義リンクの設定基準	6
2.4 表示リンクの作成	7
2.5 計算リンクの作成	7
3. タクソノミ別のプロセス	8
3.1 一般商工業タクソノミ	8
3.2 建設業タクソノミ	22
3.3 造船業タクソノミ	25
3.4 銀行・信託業タクソノミ	28
3.5 建設保証業タクソノミ	33
3.6 証券業タクソノミ	35
3.7 保険業タクソノミ	37
3.8 鉄道事業タクソノミ	40
3.9 海運事業タクソノミ	46
3.10 電気通信事業タクソノミ	47
3.11 電気事業タクソノミ	49
3.12 ガス事業タクソノミ	50
3.13 投資信託委託業タクソノミ	51
3.14 投資業タクソノミ	52
3.15 特定金融業タクソノミ	64
3.16 商品先物取引業タクソノミ	66
3.17 リース事業タクソノミ	67
3.18 投資信託受益証券タクソノミ	68
4. B群勘定科目の取り扱い	71
4.1 B群勘定科目の概要	71
4.2 一般商工業の損益計算書表示のゆらぎに対する対応	73
4.3 その他個別事項	75
5. 英語名称の取り扱い	78
5.1 英語名称設定の方針	78
5.2 英語名称の命名規約	78
5.3 英語名称に関する参照文献	78

省略語

本書では用語を、表 1-1の通り省略する。

No	省略語	説明
1	財務諸表等規則	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」 (昭和 38 年大蔵省令第 59 号)
2	連結財務諸表規則	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年大蔵省令第 28 号)
3	中間財務諸表等規則	「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)
4	中間連結財務諸表規則	「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成 11 年大蔵省令第 24 号)
5	財務諸表等規則等	財務諸表等規則、連結財務諸表規則、中間財務諸表等規則、中間連結財務諸表規則の総称
6	業法等	当庁が業種別財務諸表タクソノミとして設定した業種のうち、財務諸表等規則第二条及び第二条の二の適用を受ける会社等が、当該事業の所管官庁に提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法について法令の定めがある場合、当該事業の所管官庁が財務諸表等規則に準じて制定した財務諸表準則等がある場合、業界団体が作成している所定の財務諸表の開示様式がある場合の、当該法令又は財務諸表準則等
7	財務諸表等タクソノミ	財務諸表等規則等に準じたタクソノミ
8	業種別財務諸表タクソノミ	業法等に準じたタクソノミ
9	規則等	財務諸表等規則等と業法等

表 1-1 用語一覧

1. A 群勘定科目と B 群勘定科目の選定

1.1 勘定科目の分類

勘定科目又は報告項目を A 群勘定科目と B 群勘定科目の 2 種類に分けて取り扱う。

- A 群勘定科目：
内閣府令・規則等の条文、開示ガイドライン、会計基準など設定の根拠を有する勘定科目又は報告項目
- B 群勘定科目：
慣用的に使用されている勘定科目又は報告項目

2. 各種リンクベースの設定基準

2.1 参照リンクの設定基準

語彙選定の対象となる開示規則、開示ガイドライン、会計基準などを選定する。

参照リンクは、財務諸表等規則、中間財務諸表等規則、連結財務諸表規則、中間連結財務諸表規則及び各ガイドライン、並びに各業法における財務諸表様式を主たる開示規則として語彙を選定する。これは、EDINET タクソノミは企業開示を目的とするためである。開示規則ではない会計基準は、語彙選定を補完する目的で利用する。会計基準は、開示科目に関する規定が少なく、原則として会計処理に関する考え方を提示するものである。また、タクソノミに設定する語彙は、会計に関する規則又は基準からの選定（A 群勘定科目）と慣行として利用されている語彙（B 群勘定科目）から構成されるが、A 群勘定科目の語彙の範囲を広げることで、科目の網羅性を確保し、B 群勘定科目の選定負担を軽減することになるためである。

したがって、開示規則で選定された語彙については、会計基準に記載があったとしても、その会計基準を参照リンクには設定していない。参照リンクの設定の有無を表 2-1 に示す。

No	参照リンクの設定対象	参照リンクの設定の有無
1	様式	設定する
2	表示に関する条文	設定する
3	開示以外の会計基準	上記で設定した同一の要素は設定しない。上記の要素以外の要素に設定する。

表 2-1 参照リンクの設定の有無

2.2 名称リンクの設定基準

選定された語彙に要素名、属性情報、名称、語彙が一意となる名称などを設定し、要素を作成する。

語彙層の名称リンクの設定方法

表 2-2 ラベルロール一覧に記載するラベルロールのラベルを日本語・英語それぞれ用意する。

No	名称	ラベルロール	説明	要否	言語
1	標準ラベル	label ^{※1}	標準に設定するラベル。	◎	日・英
2	合計ラベル	totalLabel ^{※1}	合計を示すラベル。＜例＞資産合計	○	日・英
3	冗長ラベル	verboseLabel ^{※1}	全ての要素で一意のラベル。	◎	日・英
4	期首ラベル	periodStartLabel ^{※1}	期首を表すラベル。＜例＞現金及び現金同等物の期首残高	○	日・英
5	期末ラベル	periodEndLabel ^{※1}	期末を表すラベル。＜例＞現金及び現金同等物の期末残高	○	日・英
6	負値ラベル	negativeLabel ^{※1}	負値のラベル。＜例＞営業損失	○	日・英
7	期首負値ラベル	periodStartNegativeLabel ^{※2}	期首で負値を表すラベル。	○	日・英
8	期末負値ラベル	periodEndNegativeLabel ^{※2}	期末で負値を表すラベル。	○	日・英
9	正值負値ラベル	positiveOrNegativeLabel ^{※2}	複数の期で正值と負値が混在することを表すラベル。	○	日・英
10	期首正值負値ラベル	periodStartPositiveOrNegativeLabel ^{※2}	複数の期首で正值と負値が混在することを表すラベル。	○	日・英
11	期末正值負値ラベル	periodEndPositiveOrNegativeLabel ^{※2}	複数の期末で正值と負値が混在することを表すラベル。	○	日・英
12	ドキュメンテーション	documentation ^{※1}	要素に関する説明事項を記載するラベル。	◎	日・英

※1：“<http://www.xbrl.org/2003/role/>” に続くロールの名称のみを記載

※2：“<http://www.edinet.go.jp/jp/fr/gaap/role/>” に続くロールの名称のみを記載

凡例 ◎：必須 ○：要素の性質に応じて必要

表 2-2 ラベルロール一覧

2.2.1 合計ラベルの設定の基準

(1) 合計ラベルに設定するもの

(ア) 様式には科目自体の表記はないが合計等を意味する金額が記載されている勘定科目

(例) 販売費及び一般管理費計

販売費及び一般管理費

交際費	1,000	3,000
会議費	2,000	

(イ) タイトル項目で「合計」がついている勘定科目

(例) 株主資本等変動計算書における「純資産合計」

<記載例>

	(省略)	純資産合計
平成 年 月 日残高		1,000
事業年度中の変動額		
新株の発行		200

<タクソノミ>

純資産合計

平成 年 月 日残高	1,000
事業年度中の変動額	
新株の発行	200

(2) 合計ラベルに設定しないもの

(ア) 様式において合計等の表記がないが合計を意味する金額が記載されている勘定科目

(例) 未払金 (投資信託及び投資法人に関する法律施行規則：投資信託委託業)

未払金		3,000
未払収益分配金	1,000	
未払償還金	2,000	
未払費用		4,000

(イ) 様式において科目自体の表記がなく純額を意味する金額が記載されている勘定科目

(例) 税金費用、建物 (純額)

法人税、住民税及び事業税	2,000	
法人税等調整額	1,000	3,000
建物	2,000	
減価償却累計額	1,000	1,000

2.2.2 冗長ラベルの命名規約

冗長ラベル命名規約を下記で統一する。但し、標準ラベル名のみで一意と識別できるものに関しては、以降の情報は付与しない。

(1) 日本語冗長ラベル

{標準ラベル名}、{財務諸表区分、又は財務諸表区分に事業部門名をハイフンで続けたもの}、{abstract(タイトル項目の場合)}、{業種}

(例)

無形固定資産、附帯事業固定資産、タイトル項目、電気通信事業

(2) 英語冗長ラベル

{標準ラベル名}-{財務諸表区分、又は財務諸表区分に事業部門名をハイフンで続けたもの}-{abstract(タイトル項目の場合)}-{業種用略語}

(例)

Intangible fixed assets-FA-incidental-abstract-ELC

{Intangible fixed assets(*1)}-{FA-incidental(*2)}-{abstract(*3)}-{ELC(*4)}

*1: 標準ラベル名

*2: 財務諸表区分、又は財務諸表区分に事業部門名をハイフンで続けたもの。

財務諸表区分は、「英語冗長ラベル用略語集」を参考とする。使用したい財務諸表区分が「英語冗長ラベル用略語集」に記載のない場合は、判読可能な英単語又は略語を設定する。事業部門名は、判読可能な英単語1語を基本とするが、1語で判読不能である場合は、2語以上で可とする。

*3: タイトル項目の場合は abstract を付ける

*4: 業種タクソノミの業種コード（日本語の冗長ラベルに業種名を付けた場合のみ）

なお、日本語冗長ラベルの冒頭の語に「計」がつく場合は、英語冗長ラベルの先頭に「Total」をつける。

2.3 定義リンクの設定基準

2.3.1 定義リンク設定基準

開示に関する規則で規定されている“勘定科目の範囲”（条文のタイトルに“範囲”と記載されているもの）に基づいて要素間の定義情報をツリー形式で記述する。また、B 群勘定科目の要素についても、“勘定科目の範囲”に基づいて要素間の定義情報を設定している。

財規で勘定科目の範囲を規定している一般商工業及び投資信託財産の計算に関する規則の投資信託受益証券以外の業種別では、業法で勘定科目の範囲を規定していないため、様式がある場合は、様式に準拠して定義リンクを作成している。また、様式がない場合は、業法の表示規定に準拠して定義リンクを作成している。

2.3.2 定義リンクと他リンクとの関係

開示規則で規定されている勘定科目の「区分表示」と「範囲」を異なる概念として捕らえる。「区分表示」は科目設定の概念として、①科目名称、②表示リンクの設定、③計算リンクの設定、④参照リンクの設定のベースとする。また、様式がある規則は様式に表記されている勘定科目も上記と同様に設定する。

一方、「範囲」については、科目のカテゴリー体系として、定義リンクの設定において「区分表示」で選定した科目の範囲を表す目的で要素を設定する。

したがって、定義リンクで設定した A 群勘定科目の要素がすべて表示リンク、計算リンクに設定されているわけではない。

なお、「流動資産の範囲」で設定する要素のうち、表示科目名が「流動資産の区分表示」と同じ科目は、科目の二重計上を避けるため「流動資産の区分表示」で選定した要素を利用している。表示科目名が「流動資産の区分表示」と同じ科目以外の科目は、アブストラクト要素として設定している。

(例) 財務諸表等規則

規定内容	流動資産の範囲	流動資産の区分表示
条文	財規 15 条	財規 17 条
	次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。 1 現金及び預金。ただし～	流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該科目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし～
表示リンク	—	○
計算リンク	—	○
定義リンク	○	—
名称リンク	—	○
参照リンク	—	○

2.3.3 定義リンクの区分内の科目順序

定義リンクは、要素間の定義関係を記述するリンクである。定義リンクにおける要素の表示順序については、定義上の兄弟関係の要素をツール上で見るための情報でしかない。したがって、定義リンクの表示順序は参考情報としての扱いである。

なお、定義リンクの表示順序は、A群及びB群勘定科目を含めて、科目の性質又は名称が似ているものを近くに表示されるように設定している。

2.4 表示リンクの作成

2.4.1 表示リンク設定基準

開示に関する規則で規定されている様式又は勘定科目の表示規定に記載されている勘定科目を対象として、要素間の表示順序をツリー形式で記述する。この場合、会計基準をリソースとする勘定科目など、表示順序が開示規則で規定されていない科目は表示リンクには設定しない。その理由は、開示規則で様式が規定されている勘定科目以外は、表示順序は各企業が流動性配列法、金額的重要性などにより独自に設定しているため、表示リンクでA群勘定科目の要素をすべて規定すると、提出会社で利用しない科目も含めて表示順序の拡張が発生し、表示リンク作成の利便性が損なわれるためである。表示リンクを様式等で規定されている勘定科目に限定することで、定義リンクで設定されている要素を利用する場合にはB群勘定科目と同様に、表示リンクの特定の位置に追加することで表示リンクの拡張作業は軽減される。

パターン別リンクファイルは、開示規則に規定されている開示パターンに準拠して作成する。対象となる開示パターンは、①勘定科目が一括表記されるか、個別表記されるかのパターン（貸倒引当金、減価償却累計額など）、②開示項目が科目別に記載されるか、科目の親科目に集計して一括表記されるか（販売費及び一般管理費など）、③開示の区分が変更されるか（キャッシュ・フロー計算書の配当金及び利息の受取額など）に分類される。

2.5 計算リンクの作成

表示リンクで設定した要素について、要素間の計算構造をツリー形式で記述する。なお、表示リンクのアブストラクト要素以外は表示リンクと要素が同一となる。

ただし、以下の場合には、表示リンクの要素が計算リンクでは設定されていない。

- ・勘定科目の親子関係で、親要素と子要素の計算関係が成立しない内書表記の場合。
- ・期間と時点の概念が計算関係で混在する場合。
- ・表示リンクで設定されている要素が正常な加減算の計算関係にない場合。

3. タクソノミ別のプロセス

3.1 一般商工業タクソノミ

3.1.1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 3-1 に示す。

No	Publisher	Name	Number	Issue Date
1	内閣府	財務諸表等規則	-	2006-12-26 2006-04-26 2005-06-16
2	内閣府	財務諸表等規則ガイドライン	-	2006-05-01 2004-05-31
3	内閣府	中間財務諸表等規則	-	2006-04-26 2004-01-30
4	内閣府	中間財務諸表等規則ガイドライン	-	2006-05-01 2004-05-31
5	内閣府	連結財務諸表規則	-	2006-04-26 2004-12-28
6	内閣府	連結財務諸表規則ガイドライン	-	2006-05-01 2004-05-31
7	内閣府	中間連結財務諸表規則	-	2006-04-26 2004-12-28
8	内閣府	中間連結財務諸表規則ガイドライン	-	2006-05-01 2004-05-31

表 3-1 参照リンク作成の基準一覧

(2) 語彙を補完するもの

参照リンク作成の際に、語彙を補完する基準等を表 3-2 に示す。

No	Publisher	Name	Number	Issue Date
1	企業会計審議会	金融商品に係る会計基準	-	1999-01-22
2	日本公認会計士協会	金融商品会計に関する実務指針	会計制度委員会報告第 14 号	2006-4-27
3	日本公認会計士協会	金融商品会計に関する Q & A	会計制度委員会	2005-02-25
4	企業会計基準委員会	金融商品に関する会計基準	企業会計基準第 10 号	2006-08-11
5	企業会計審議会	研究開発費等に係る会計基準	注解	1998-03-18

6	日本公認会計士協会	研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針	会計制度委員会報告第12号	1999-03-31
7	企業会計基準委員会	棚卸資産の評価に関する会計基準	企業会計基準第9号	2006-07-05
8	企業会計審議会	固定資産の減損に係る会計基準の適用指針	-	2002-08-09
9	日本公認会計士協会	減価償却に関する会計処理及び監査上の取り扱い	監査第一委員会報告第3号	1984-03-27
10	日本公認会計士協会	土地の信託に係る監査上の留意点について	審理室情報No.6	1985-03-05
11	日本公認会計士協会	子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取り扱い	監査委員会報告第71号	2001-04-17
12	企業会計基準委員会	繰延資産の会計処理に関する当面の取り扱い	実務対応報告第19号	2006-08-11
13	日本公認会計士協会	個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針	会計制度委員会報告第10号	2001-01-17
14	日本公認会計士協会	諸税金に関する会計処理及び表示と監査上の取り扱い	監査委員会報告第63号	1999-04-01
15	日本公認会計士協会	消費税の会計処理について（中間報告）	-	1989-01-18
16	日本公認会計士協会	未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について	リサーチ・センター審理情報No15	2001-02-14
17	企業会計基準委員会	役員賞与に関する会計基準	企業会計基準第4号	2005-11-29
18	企業会計審議会	退職給付に係る会計基準	-	1998-06-16
19	日本公認会計士協会	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）	会計制度委員会報告第13号	2005-03-16
20	企業会計基準委員会	退職給付制度間の移行等に関する会計処理に関する実務上の取り扱い	実務対応報告第2号	2007-02-07
21	企業会計基準委員会	コマーシャル・ペーパーの無券面化に伴う発行者の会計処理及び表示についての実務上の取り扱い	実務対応報告第8号	2003-02-06
22	日本公認会計士協会	持分法会計に関する実務指針	会計制度委員会報告第9号	2006-5-19
23	日本公認会計士協会	連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針	会計制度委員会報告第7号	2004-04-06

24	日本公認会計士協会	連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針	会計制度委員会報告第8号	1999-07-01
25	企業会計基準委員会	株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針	企業会計基準適用指針第9号	2005-12-27
26	日本公認会計士協会	リース取引の会計処理および開示に関する実務指針	会計制度委員会	1994-01-18
27	日本公認会計士協会	外貨建取引等の会計処理に関する実務指針	会計制度委員会報告第4号	2006-04-27
28	日本公認会計士協会	債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取り扱い	監査委員会報告第61号	1999-02-22
29	企業会計基準委員会	その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理	企業会計基準適用指針第12号	2006-03-30
30		有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項(平成5年版)について	企財審査ニュース第5-1号	1993
31		有価証券報告書等の提出に際しての留意事項及び特定金銭信託等の取り扱いについて	企財審査ニュース第40号	1988

表 3-2 参照リンク作成の基準(補完)一覧

(3) 特記事項

企財審査ニュースは、開示規則及び会計基準には該当しないが、役員退職慰労引当金（企財審査ニュース第5-1号）、関係会社短期貸付金、関係会社短期借入金（企財審査ニュース第40号）の科目についての開示規則がないため、タクソノミの利便性を考慮して参照リンクに含めている。

3.1.2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

定義リンク作成の際に、基準としている条文を表3-3に示す。

【財務諸表等規則】

No	財務諸表	勘定科目の範囲	条項	条文	要素
1	貸借対照表	流動資産	第15条1項	次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。	流動資産※1
2				一 現金及び預金。ただし、一年内に期限の到来しない預金を除く。	現金及び預金

3				二 受取手形(通常の取引に基づいて発生した手形債権をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。)	受取手形
4				三 売掛金(通常取引に基づいて発生した営業上の未収金をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。)	売掛金
5				四 売買目的有価証券及び一年内に満期の到来する有価証券	売買目的有価証券及び一年内に満期の到来する有価証券※1
6				五 商品(販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。以下同じ。)	商品
7				六 製品、副産物及び作業くず	製品、副産物及び作業くず※1
8				七 半製品(自製部分品を含む。)	半製品
9				八 原料及び材料(購入部分品を含む。)	原料及び材料※1
10				九 仕掛品及び半成工事	仕掛品及び半成工事※1
11				十 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品で相当価額以上のもの	消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品で相当価額以上のもの※1
12				十一 前渡金(商品、原材料等の購入のための前渡金をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。)	前渡金

13				十二 その他の資産で一年内に現金化できると認められるもの	その他の資産で一年内に現金化できると認められるもの※1
14		有形固定資産	第22条	次に掲げる資産（ただし、第一号から第七号までに掲げる資産については、営業の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとする。	有形固定資産※1
15				一 建物及び暖房、照明、通風等の付属設備	建物及び暖房、照明、通風等の付属設備※1
16				二 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。以下同じ。）	構築物
17				三 機械及び装置並びにコンベヤー、ホイスト、起重機等の搬送設備その他の付属設備	機械及び装置並びにコンベヤー、ホイスト、起重機等の搬送設備その他の付属設備※1
18				四 船舶及び水上運搬具	船舶及び水上運搬具※1
19				五 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具	鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具※1
20				六 工具、器具及び備品。ただし、耐用年数一年以上のものに限る。	工具、器具及び備品
21				七 土地	土地
22				八 建設仮勘定（前各号に掲げる資産で営業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。以下同じ。）	建設仮勘定
23				九 その他の有形資産で流動資産又は投資たる資産に属しないもの	その他の有形資産で流動資産又は投資たる資産に属しないもの※1

24		無形固定資産	第 27 条	のれん、特許権、借地権、地上権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権、入漁権、ソフトウェアその他これらに準ずる資産は、無形固定資産に属するものとする。	のれん 特許権 借地権 地上権※1 商標権 実用新案権 意匠権 鉱業権 漁業権 入漁権※1 ソフトウェア その他これらに準ずる資産※1
25		投資その他の資産	第 31 条	次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。	投資その他の資産※1
26				一 関係会社株式(売買目的有価証券に該当する株式及び親会社株式を除く。以下同じ。)その他流動資産に属しない有価証券	関係会社株式その他流動資産に属しない有価証券※1
27				二 出資金	出資金
28				三 長期貸付金	長期貸付金
29				四 前各号に掲げるものの外、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属するもの以外の長期資産	前各号に掲げるものの外、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属するもの以外の長期資産※1
30		繰延資産	第 36 条	(平成 18 年 12 月 26 日 施行) 創立費、開業費、株式交付費、社債発行費及び開発費は、繰延資産に属するものとする。 (平成 18 年 4 月 25 日 改正前) 創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金、開発費及び建設利息(商法第二百九十一条第一項の規定により株主に配当した利息をいう。	創立費 開業費 株式交付費 社債発行費 開発費 (以下、前期 FS 用) 新株発行費 社債発行差金 建設利息

				以下同じ。)は、繰延資産に属するものとする。	
31		流動負債	第 47 条	次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。	流動負債※ 1
32				一 支払手形(通常取引に基づいて発生した手形債務をいう。以下同じ。)	支払手形
33				二 買掛金(通常取引に基づいて発生した営業上の未払金をいう。以下同じ。)	買掛金
34				三 前受金(受注工事、受注品等に対する前受金をいう。以下同じ。)	前受金
35				四 引当金(資産に係る引当金を除く。以下この目及び第三目において同じ。)。ただし、一年内に使用されないと認められるものを除く。	引当金
36				五 通常取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般取引慣行として発生後短期間に支払われるもの	通常取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般取引慣行として発生後短期間に支払われるもの※1
37				六 その他の負債で一年内に支払又は返済されると認められるもの	その他の負債で一年内に支払又は返済されると認められるもの※1
38		固定負債	第 51 条	社債、長期借入金、関係会社からの長期借入金、引当金(第四十七条第四号に掲げる引当金を除く。)、負ののれん及びその他の負債で流動負債に属しないものは、固定負債に属するものとする。	社債 長期借入金 関係会社長期借入金 引当金 負ののれん その他の負債で流動負債に属しないもの ※1
39		特別法上の準備金等	第 54 条の 3 第 1 項	法令の規定により準備金又は引当金の名称をもって計上しなければならない準備金又は引当金で、資産の部又	特別法上の準備金 特別法上の引当金

				は負債の部に計上することが適当でないもの（以下「準備金等」という。）は、第十三条及び第四十五条の規定にかかわらず、固定負債の次に別の区分を設けて記載しなければならない。	
40		純資産の分類	第59条	純資産は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。	純資産 株主資本 評価・換算差額等 新株予約権
41		株主資本の分類	第60条	株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類して記載しなければならない。	株主資本 資本金 資本剰余金 利益剰余金
42		評価・換算差額等の分類及び区分表示	第67条第1項	評価・換算差額等は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。	評価・換算差額等
43				一 その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。）	その他有価証券評価差額金
44				二 繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。）	繰延ヘッジ損益
45				三 土地再評価差額金（土地再評価法第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。）	土地再評価差額金
46	損益計算書	収益及び費用の分類	第70条	収益又は費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載しなければならない。	
47				一 売上高（役務収益を含む。以下同じ。）	売上高
48				二 売上原価（役務原価を含む。以下同じ。）	売上原価

49				三 販売費及び一般管理費	販売費及び一般管理費
50				四 営業外収益	営業外収益
51				五 営業外費用	営業外費用
52				六 特別利益	特別利益
53				七 特別損失	特別損失
54	株主資本等変動計算書	株主資本等変動計算書の区分表示	第100条第1項	株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。	株主資本 評価・換算差額等 新株予約権
55	キャッシュ・フロー計算書	キャッシュ・フロー計算書の表示区分	第112条	キャッシュ・フロー計算書には、次の各号に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。	
56				一 営業活動によるキャッシュ・フロー	営業活動によるキャッシュ・フロー
57				二 投資活動によるキャッシュ・フロー	投資活動によるキャッシュ・フロー
58				三 財務活動によるキャッシュ・フロー	財務活動によるキャッシュ・フロー
59				四 現金及び現金同等物に係る換算差額	現金及び現金同等物に係る換算差額
60				五 現金及び現金同等物の増加額又は減少額	現金及び現金同等物の増加額又は減少額
61				六 現金及び現金同等物の期首残高	現金及び現金同等物の残高
62				七 現金及び現金同等物の期末残高	-

※ 1 抽象区分として定義リンクに設定している。

表 3-3 定義リンク作成の基準条文一覧

(2) 特記事項

- 無形固定資産の「地上権」、「入漁権」は、財務諸表等規則第 28 条（無形固定資産の表示区分）において、それぞれ、「借地権」、「漁業権」に含める旨、規定されているため、定義リンクにおいてはアブストラクト要素として設定している。
- 損益計算書の段階損益は、損益計算書の分類の兄弟要素として設定している。
- 連結財務諸表、中間連結財務諸表、中間財務諸表の科目の範囲については、上記の定義リンクで設定した財務諸表の科目の範囲に対して個別に検討して設定している。

3.1.3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

「財務諸表等規則及び財務諸表等規則様式」、「中間財務諸表等規則及び同様式」、「連結財務諸表規則及び同様式」、「中間連結財務諸表規則及び同様式」

(2) パターン別リンクファイルの種類

一般商工業タクソノミにおけるパターン別リンクベースファイルは、「添付 3. パターン別リンクベースファイル一覧」に示す。

(3) 特記事項

財務諸表		特記事項
財務諸表	貸借対照表	財規 49 条第 1 項 7 号の株主、役員又は従業員からの預り金は、同 7 号の預り金に含まれないとの規定であるため、表示リンクに設定した。
	損益計算書	財規 87 条の条文に記載されている貸倒引当金繰入額、貸倒損失は、販管費内訳の表示順序が不明であるため、表示リンクには設定していない。
		財規 90 条の有価証券売却益、財規ガイドライン 90 の負ののれん償却額は、表示順序が不明であるため、表示リンクには設定していない。
		財規 93 条の創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額、貸倒損失、有価証券売却損、有価証券評価損、原材料評価損は表示順序が不明であるため、表示リンクには設定していない。
	株主資本等変動計算書	繰越利益剰余金の変動額を構成している「当期純利益」は、損益計算書の「当期純利益」と同一の要素を設定している。
		事業年度中の変動額を構成する「当期純利益」のうち、利益剰余金合計、株主資本合計、純資産合計は、それぞれ、損益計算書の「当期純利益」とは異なる要素として設定している。
	キャッシュ・フロー計算書	営業キャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローにおいて、様式にない記載上の注意であるため「その他」を設定していない。
		間接法の「税引前当期純利益」は、損益計算書の「税引前当期純利益」と同一の要素を設定している。
中間財務諸表	中間貸借対照表	—
	中間損益計算書	—

	中間株主資本等変動計算書	繰越利益剰余金の変動額を構成している「中間純利益」は、中間損益計算書の「中間純利益」と同一の要素を設定している。
		中間会計期間中の変動額を構成する「中間純利益」のうち、利益剰余金合計、株主資本合計、純資産合計は、それぞれ、中間損益計算書の「中間純利益」とは異なる要素として設定している。
	中間キャッシュ・フロー計算書	間接法の「税引前中間純利益」は、中間損益計算書の「税引前中間純利益」と同一の要素を設定している。
連結財務諸表	連結貸借対照表	—
	連結損益計算書	—
	連結株主資本等変動計算書	利益剰余金の変動額を構成している「当期純利益」は、連結損益計算書の「当期純利益」と同一の要素を設定している。
		連結会計年度中の変動額を構成する「当期純利益」のうち、株主資本合計、純資産合計は、それぞれ、連結損益計算書の「当期純利益」とは異なる要素として設定している。
	連結キャッシュ・フロー計算書	間接法の「税金等調整前当期純利益」は、連結損益計算書の「税金等調整前当期純利益」と同一の要素を設定している。
中間連結財務諸表	中間連結貸借対照表	—
	中間連結損益計算書	—
	中間連結株主資本等変動計算書	利益剰余金の変動額を構成している「中間純利益」は、中間連結損益計算書の「中間純利益」と同一の要素を設定している。
		中間連結会計期間中の変動額を構成する「中間純利益」のうち、株主資本合計、純資産合計は、それぞれ、中間連結損益計算書の「中間純利益」とは異なる要素として設定している。
	中間連結キャッシュ・フロー計算書	間接法の「税金等調整前中間純利益」は、中間連結損益計算書の「税金等調整前中間純利益」と同一の要素を設定している。

表 3-4 一般商工業表示リンクの特記事項

3.1.4 計算リンクの作成

(1) 貸借対照表

表示リンクに設定した科目は、すべて計算リンクに設定している。計算関係は、財務諸表等規則様式に準拠して設定している。

(2) 損益計算書

表示リンクに設定した科目は、すべて計算リンクに設定している。計算関係は、財務諸表等規則様式に準拠して設定している。

(3) 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書は、様式上、純資産の各項目を横に並べる様式として規定されている。この場合の計算関係は、資本金などの各項目の変動額合計が親要素となる計算関係（縦計）と、各変動要素の合計が親要素となる計算関係（横計）の2種類の計算関係が存在する。そのため、株主資本等変動計算書の計算リンクでは、拡張リンクルールを2種類設定し、縦計と横計の計算関係を設定している。

(4) キャッシュ・フロー計算書

表示リンクに設定した科目は、すべて計算リンクに設定している。計算関係は、財務諸表等規則様式に準拠して設定している。

(5) 特記事項

①表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の `abstract` が `true` の要素は計算リンクには設定していない。

②株主資本等変動計算書、中間株主資本等変動計算書、連結株主資本等変動計算書及び中間連結株主資本等変動計算書の純資産の各項目の期首残高、期末残高は、時点の概念として `periodType` 属性の属性値が `instant`、変動額は期間の概念として `duration` を設定している。従って、計算リンクは変動額についてのみ、設定している。これは、各項目の期首残高、期末残高は貸借対照表の各項目と要素を同一の要素として `instant` 属性を有するためである。

③株主資本等変動計算書及び中間株主資本等変動計算書の「その他資本剰余金」の縦計は、様式上、変動額の例示ないため、変動額合計を親要素とする計算リンクが設定できない。

④キャッシュ・フロー計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書の現金及び現金同等物の期首残高、期末残高は、時点の概念として periodType 属性の属性値が instant、それ以外の項目は期間の概念として duration を設定している。従って、計算リンクは現金及び現金同等物を除いて、設定している。

3.2 建設業タクソノミ

3.2.1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 3-5 に示す。

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	国土交通省	建設業法施行規則	2006-07-07	様式第 15 号
			2004-06-30	様式第 16 号

表 3-5 参照リンク作成の基準一覧

(2) 特記事項

建設業法施行規則様式第 17 号の株主資本等変動計算書は、一般商工業の株主資本等変動計算書と同一のため、参照リンクには設定していない。また、キャッシュ・フロー計算書は建設業法施行規則に規定されていないため、参照リンクには設定していない。

3.2.2 定義リンクの作成

貸借対照表、損益計算書を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

「建設業法施行規則」

勘定科目の範囲は、建設業法施行規則様式第 15 号（貸借対照表）、第 16 号（損益計算書）に準拠して設定しているため、ツリー構造は同様式と同じである。

(2) 特記事項

- 様式第 15 号の有形固定資産は、財務諸表等規則の表示科目を一部集約（建物・構築物は、建物と構築物を集約している）しているため、一般商工業の要素を定義リンクに追加している。

様式第 15 号	定義リンク
有形固定資産	有形固定資産
建物・構築物	建物及び構築物
減価償却累計額 (建物・構築物 (純額))	減価償却累計額、建物及び構築物 建物及び構築物 (純額)
機械・運搬具	機械装置及び運搬具
減価償却累計額 (機械・運搬具 (純額))	減価償却累計額、機械装置及び運搬具 機械装置及び運搬具 (純額)
	建物

	減価償却累計額、建物
	建物（純額）
	構築物
	減価償却累計額、構築物
	構築物（純額）
	機械及び装置
	減価償却累計額、機械及び装置
	機械及び装置（純額）
	車両運搬具
	減価償却累計額、車両運搬具
	車両運搬具（純額）

- ・ 建設業法施行規則様式第 17 号の株主資本等変動計算書は、財務諸表等規則ガイドライン（別記事業関係）に基づき、一般商工業の株主資本等変動計算書と同一のため、定義リンクを設定していない。

3.2.3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を設定している。

一般商工業の財務諸表の表示リンクに、建設業法施行規則に基づく建設業特有の科目を追加することで、表示リンクを設定している。

(1) 基本となる開示規則等

「財務諸表等規則及び同様式、建設業法施行規則様式第 15 号、第 16 号」

(2) パターン別リンクファイルの種類

建設業タクソノミにおけるパターン別リンクベースファイルは、「添付 3. パターン別リンクベースファイル一覧」のとおり。

(3) 特記事項

- ・ 損益計算書、営業外収益の「受取利息配当金」は、建設業法施行規則で規定されているが、財務諸表等規則ガイドラインでは、受取利息と受取配当金は分けて記載することになっているため、表示リンクには設定していない。
- ・ 連結貸借対照表及び中間連結貸借対照表の流動資産に建設業法施行規則には規定されていない「受取手形・完成工事未収入金等」を設定している。これは、B 群勘定科目であるが、利便性を考慮して表示リンクに設定した。
- ・ 連結貸借対照表及び中間連結貸借対照表の流動負債に建設業法施行規則には規定されていない「支払手形・工事未払金等」を設定している。これは、B 群勘定科目

であるが、利便性を考慮して表示リンクに設定した。

- キャッシュ・フロー計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書は、建設業法施行規則に様式がないため、また、財規ガイドラインの定めにより、一般商工業のものをそのまま利用している。
- 建設業法施行規則様式第 17 号の株主資本等変動計算書は、一般商工業の株主資本等変動計算書と同一のため、一般商工業のものをそのまま利用している。

3.2.4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の `abstract` が `true` の要素は計算リンクには設定していない。

3.3 造船業タクソノミ

3.3.1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 3-6 に示す。

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	国 土 交 通 省	造船業財務諸表準則	2006-06-30	第 1 号表
			2004-03-25	第 2 号表

表 3-6 参照リンク作成の基準一覧

(2) 特記事項

株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書は、造船業財務諸表準則には規定していないため、参照リンクには設定していない。

3.3.2 定義リンクの作成

貸借対照表、損益計算書を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

「造船業財務諸表準則」

勘定科目の範囲の基準となる条文を表 3-7 に示す。

No	諸表	条項	条文	要素
1	貸借対照表	第7条	資産、負債及び純資産は、次に掲げる勘定科目に分類し、更にこれを細分して記載する。	
2		1号	資産 流動資産 固定資産 有形固定資産 無形固定資産 投資その他の資産 繰延資産	資産の部 流動資産 固定資産 有形固定資産 無形固定資産 投資その他の資産 繰延資産
3		2号	負債 流動負債 固定負債	負債の部 流動負債 固定負債
4		3号	純資産 株主資本 資本金 資本剰余金	純資産の部 株主資本 資本金 資本剰余金

			利益剰余金 評価・換算差額等 新株予約権	利益剰余金 評価・換算差額等 新株予約権
5	損益計算書	第91条	収益又は費用は、次に掲げる勘定科目に分類し、更にこれを細分して記載する。	
6		1号	売上高	売上高
7		2号	売上原価	売上原価
8		3号	販売費及び一般管理費	販売費及び一般管理費
9		4号	営業外収益	営業外収益
10		5号	営業外費用	営業外費用
11		6号	特別利益	特別利益
12		7号	特別損失	特別損失

表 3-7 定義リンク作成の基準条文一覧

(2) 特記事項

- ・ 損益計算書の段階損益は、損益計算書の分類の兄弟要素として設定している。
- ・ 上記の科目の範囲は、第1号様式（貸借対照表）、第2号様式（損益計算書）と同一のため、定義リンクは様式に基づいて作成している。
- ・ 株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書は造船業財務諸表準則に規定がないため、一般商工業のものをそのまま利用している。

3.3.3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を設定している。一般商工業の財務諸表の表示リンクに、造船業財務諸表準則に基づく造船業特有の科目を追加することで、表示リンクを設定している。

(1) 基本となる開示規則等

「財務諸表等規則及び同様式、造船業財務諸表準則第1号表、第2号表」

(2) パターン別リンクファイルの種類

造船業タクソノミにおけるパターン別リンクベースファイルは、「添付 3. パターン別リンクベースファイル一覧」のとおり。

(3) 特記事項

- ・ 株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書は、

造船業財務諸表準則に様式がないため、一般商工業のものをそのまま利用している。

3.3.4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- ・ 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の abstract が true の要素は計算リンクには設定していない。

3.4 銀行・信託業タクソノミ

3.4.1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

銀行法施行規則で定めている別紙様式を表 3-8 に示す。

本書の中での表記は以下の通りとする。

- ・銀行・信託業（以下、「一般行」とする。）
- ・銀行・信託業（特別取引勘定設置銀行）（以下、「特別取引勘定設置銀行」とする。）

No	別紙様式	対象	外国 銀行 支店	一般行	特定取引 勘定設置 銀行	一般・特定 共通	銀行持 株会社
1	第1号	中間財務諸表		○			
2	第1号の2	中間財務諸表			○		
3	第2号	中間財務諸表	○	○			
4	第2号の2	中間財務諸表	○		○		
5	第3号	財務諸表		○			
6	第3号の2	財務諸表			○		
7	第4号	財務諸表	○	○			
8	第4号の2	財務諸表	○		○		
9	第5号	中間連結財務諸表				○	
10	第5号の2	連結財務諸表				○	
11	第6号	決算公告 中間財務諸表		○			
12	第6号の2	決算公告 中間財務諸表			○		
13	第6号の3	決算公告 財務諸表		○			
14	第6号の4	決算公告 財務諸表			○		
15	第7号	決算公告 中間財務諸表	○	○			
16	第7号の2	決算公告 中間財務諸表	○		○		
17	第7号の3	決算公告 財務諸表	○	○			
18	第7号の4	決算公告 財務諸表	○		○		
19	第8号	決算公告 中間連結財務 諸表				○	
20	第8号の2	決算公告 連結財務諸表				○	
21	第9号	事業報告		○			
22	第9号の2	事業報告			○		
23	第10号	附属明細書				○	

24	第 11 号	中間連結財務諸表					○
25	第 12 号	連結財務諸表					○
26	第 13 号	決算公告 中間連結財務諸表					○
27	第 13 号の 2	決算公告 連結財務諸表					○
28	第 14 号	事業報告					○
29	第 15 号	附属明細書					○

表 3-8 銀行法施行規則で定めている別紙様式

参照リンク作成の際に、一般行の基本となる開示規則等を表 3-9 に、特定取引勘定設置銀行の基本となる開示規則等を表 3-10 に示す。

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	内閣府	銀行法施行規則	2006-04-28 2005-09-30	別紙様式第 1 号 別紙様式第 3 号 別紙様式第 5 号 別紙様式第 5 号の 2

表 3-9 一般行参照リンク作成の基準

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	内閣府	銀行法施行規則	2006-04-28 2005-09-30	別紙様式第 1 号の 2 別紙様式第 3 号の 2 別紙様式第 5 号 別紙様式第 5 号の 2

表 3-10 特定取引勘定設置行参照リンク作成の基準

(2) 特記事項

- ・ 銀行持株会社の様式のうち、第 11 号（中間連結財務諸表）、第 12 号（連結財務諸表）は、一般行及び特定取引勘定設置銀行で共通の第 5 号（中間連結財務諸表）、第 5 号の 2（連結財務諸表）と同一であり、また、銀行持株会社用のタクソノミを独立して設定する利便性が低いため、参照リンクには設定していない。
- ・ 銀行法施行規則では、株主資本等変動計算書、中間株主資本等変動計算書、連結株主資本等変動計算書及び中間連結株主資本等変動計算書が規定されているが、財務諸表等規則などで規定されているものと同様のため、参照リンクには設定していない。

参照リンクで特定した銀行法施行規則の別紙様式を勘定科目の名称及び科目の親子関係に従い、標準化を行っている。

第1号	第1号の2	第3号	第3号の2	第5号	第5号の2	標準化要素
現金預け金	現金預け金	現金預け金	現金預け金	現金預け金	現金預け金	現金預け金
-	-	-	-	コールローン 及び買入手形	コールローン 及び買入手形	コールローン 及び買入手形
コールローン	コールローン	コールローン	コールローン	-	-	コールローン
商品有価証券	-	商品有価証券	商品有価証券	商品有価証券	商品有価証券	商品有価証券
-	特定取引資産	-	特定取引資産	特定取引資産	特定取引資産	特定取引資産
資金運用収益	資金運用収益	資金運用収益	資金運用収益	資金運用収益	資金運用収益	資金運用収益
(うち貸出金 利息)	(うち貸出金 利息)	貸出金利息	貸出金利息	(うち貸出金 利息)	貸出金利息	貸出金利息

3.4.2 定義リンクの作成

貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

「銀行法施行規則」

(ア) 一般行

勘定科目の範囲は、銀行法施行規則別紙様式第1号、第3号、第5号、第5号の2に準拠して、一つのツリー構造である貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書を作成している。

(イ) 特定取引勘定設置銀行

勘定科目の範囲は、銀行法施行規則別紙様式第1号の2、第3号の2、第5号、第5号の2に準拠して、一つのツリー構造である貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書を作成している。

(2) 特記事項

- 銀行法施行規則の各別紙様式に規定している株主資本等変動計算書は、一般商工業の株主資本等変動計算書と同一のため、一般商工業のものをそのまま利用している。

3.4.3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

表示リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 3-11 に示す。

No	業種	開示規則
1	一般行	銀行法施行規則別紙様式第 3 号 銀行法施行規則別紙様式第 1 号 銀行法施行規則別紙様式第 5 号の 2 銀行法施行規則別紙様式第 5 号
2	特定取引勘定設置銀行	銀行法施行規則別紙様式第 3 号の 2 銀行法施行規則別紙様式第 1 号の 2 銀行法施行規則別紙様式第 5 号の 2 銀行法施行規則別紙様式第 5 号

表 3-11 表示リンク作成の基準一覧

(2) パターン別リンクファイルの種類

銀行・信託業タクソノミ、銀行・信託業（特別取引勘定設置銀行）タクソノミにおけるパターン別リンクベースファイルは、「添付 3. パターン別リンクベースファイル一覧」のとおり。

(3) 特記事項

- 銀行法施行規則の各様式における（記載上の注意）において、「資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）」を注記することとしている。記載上の注意にあるものの、様式上設定されていないので“資産に係る引当金を直接控除するパターン”は設定していない。
- 銀行法施行規則の各別紙様式に規定している株主資本等変動計算書は、一般商工業の株主資本等変動計算書と同一のため、一般商工業のものをそのまま利用している。

3.4.4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の abstract が true の要素は計算リンクには設定していない。
- 中間損益計算書、中間連結損益計算書で設定されている勘定科目のうち、科目名が「うち書き」となっている科目は、正常な計算関係が成立しないため、計算リンクから当該要素は除いている。

3.5 建設保証業タクソノミ

3.5.1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 3-12 に示す。

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	国土交通省	公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則	2004-03-16	別表 (5)
			2006-04-28	別表 (6)

表 3-12 参照リンク作成の基準一覧

(2) 特記事項

- ・ 株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書は、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則に規定していないため、参照リンクには設定していない。

3.5.2 定義リンクの作成

貸借対照表、損益計算書を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の別表 (5) (比較貸借対照表)、別表 (6) (比較損益計算書)

(2) 特記事項

- ・ 株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書は、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則に規定していないため、一般商工業のものをそのまま利用している。

3.5.3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を設定している。

一般商工業の財務諸表の表示リンクをベースとして、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則に基づく建設保証業特有の科目を追加することで、表示リンクを設定している。

(1) 基本となる開示規則等

財務諸表等規則及び同様式、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の別表 (5) (比較貸借対照表)、別表 (6) (比較損益計算書)

(2) パターン別リンクベースファイルの種類

建設保証業タクソノミにおけるパターン別リンクベースファイルは、「添付 3. パターン別リンクベースファイル一覧」のとおり。

(3) 特記事項

- ・ 株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書は、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則に様式がないため、一般商工業のものをそのまま利用している。

3.5.4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- ・ 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の `abstract` が `true` の要素は計算リンクには設定していない。

3.6 証券業タクソノミ

3.6.1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 3-13 に示す。

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	内閣府	証券会社に関する内閣府令	2006-04-20 2005-04-25	2 経理の状況
2	日本証券業協会	証券業経理の統一について	2006-04-18	-

表 3-13 参照リンク作成の基準一覧

(2) 特記事項

- 証券会社に関する内閣府令における貸借対照表の「引当金」は、名称リンクの標準ラベルに「特別法上の準備金」として設定している。これは、引当金の子要素が証券取引責任準備金のため特別法上の準備金のことを示しており、財規ガイドラインにおいてもその旨、規定されている。また、開示例においても、特別法上の準備金として記載されているためである。したがって、拡張ラベルで「引当金」としては設定していない。

証券会社に関する内閣府令	名称リンク (ツリー構造は定義リンク)
引当金	特別法上の準備金
証券取引責任準備金	証券取引責任準備金
...	
引当金計	特別法上の準備金合計

3.6.2 定義リンクの作成

貸借対照表と損益計算書を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

- 証券会社に関する内閣府令「2 経理の状況 (1) 貸借対照表、(2) 損益計算書」
- 証券業経理の統一について

(2) 特記事項

- 様式に記載されている項目は一般商工業の株主資本等変動計算書と同一であり、また財規ガイドラインの規定どおり、株主資本等変動計算書の定義リンクは一般商工業のものを利用している。
- キャッシュ・フロー計算書は、証券会社に関する内閣府令に規定されていないため、一般商工業のものを利用している。

- ・ 日本証券業協会の「証券業経理の統一について」においても財務諸表参考様式（貸借対照表及び損益計算書）が規定されているが、簡略的な様式であるため、証券会社に関する内閣府令の様式を定義リンクとして採用した。

3.6.3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

証券会社に関する内閣府令

(2) パターン別リンクファイルの種類

証券業タクソノミにおけるパターン別リンクベースファイルは、「添付 3. パターン別リンクベースファイル一覧」のとおり。

(3) 特記事項

- ・ 証券会社に関する内閣府令には、貸借対照表、損益計算書の様式のみ規定されており、中間財務諸表、連結財務諸表および中間連結財務諸表に関する様式の規定はないが、証券会社の開示例では、同一の様式で作成されている。したがって、表示リンクの貸借対照表、損益計算書は、財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表及び中間連結財務諸表で同一のツリー構造としている。
- ・ 開示例において、中間連結貸借対照表の有形固定資産は、その内訳の記載がなく、有形固定資産として金額が記載されているが、様式上も有形固定資産の合計は内訳科目の親要素となっているため、パターン別リンクファイルの設定要件に該当しない。したがって、インスタンス文書の作成上は、有形固定資産合計に金額を入力することで対応が可能となる。
- ・ 証券会社に関する内閣府令には、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の様式がないため、一般商工業のものを使っている。

3.6.4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- ・ 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の `abstract` が `true` の要素は計算リンクには設定していない。

3.7 保険業タクソノミ

3.7.1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

保険業法施行規則で定められている別紙様式を表 3-14、表 3-15 に示す。

No	別紙様式	対象	生命保険会社		損害保険会社		特定取引勘定設置会社及び非設置会社共通	保険業を営む相互会社	特定取引勘定設置相互会社
			保険業を営む株式会社	特定取引勘定設置会社	保険業を営む株式会社	特定取引勘定設置会社			
1	第 11 号の 5	中間財務諸表	○		○			○	
2	第 11 号の 6	中間財務諸表		○		○			○
3	第 11 号の 7	中間連結財務諸表					○	○	
4	第 12 号	財務諸表	○		○			○	
5	第 12 号の 2	財務諸表		○		○			○
6	第 12 号の 3	連結財務諸表					○	○	

表 3-14 別紙様式 平成 17 年 11 月 11 日

No	別紙様式	対象	生命保険会社		損害保険会社		特定取引勘定設置会社及び非設置会社共通	保険業を営む相互会社	特定取引勘定設置相互会社
			保険業を営む株式会社	特定取引勘定設置会社	保険業を営む株式会社	特定取引勘定設置会社			
1	第 6 号	中間財務諸表	○		○			○	
2	第 6 号の 2	中間財務諸表		○		○			○
3	第 6 号の 3	中間連結財務諸表					○	○	
4	第 7 号	財務諸表	○		○			○	
5	第 7 号の 2	財務諸表		○		○			○
6	第 7 号の 3	連結財務諸表					○	○	

表 3-15 別紙様式 平成 18 年 4 月 27 日

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 3-16 に示す。

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	内閣府	保険業法施行規則	2006-04-27	第 6 号 第 6 号の 3 第 7 号 第 7 号の 3
			2005-11-11	第 11 号の 5 第 11 号の 7 第 12 号 第 12 号の 3
2	内閣府	保険業法	2006-12-15	(第 115 条第 1 項)
3	社団法人日本損害 保険協会	損害保険会社有価証券報告書 作成要領	2006-06	—

表 3-16 参照リンク作成の基準一覧

(2) 特記事項

- ・特定取引勘定設置会社の様式である第 6 号の 2、第 7 号の 2（2006 年 4 月 27 日）は、参照リンクに設定していない。これは、有価証券報告書及び半期報告書の財務諸表では、特定取引勘定に係る勘定科目の開示が行われていないためである。また、参照リンクに設定している非特定取引勘定設置会社の様式である第 6 号、第 7 号（2006 年 4 月 27 日）についても、様式の特徴である「商品有価証券」は、有価証券報告書及び半期報告書の財務諸表では使われていない。
- ・損害保険会社の参照リンクには、保険業法施行規則に規定されていない科目で、かつ、社団法人日本損害保険協会の損害保険会社有価証券報告書作成要領に記載されている科目を追加している。
- ・銀行法施行規則の各別紙様式に規定している株主資本等変動計算書は、一般商工業の株主資本等変動計算書と同一のため、一般商工業のものをそのまま利用している。

3.7.2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

保険業法施行規則の第 6 号、第 6 号の 3、第 7 号、第 7 号の 3 の各様式を集約して設定している。

※日本損害保険協会の損害保険会社有価証券報告書作成要領（案）も参考にしている。

3.7.3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

表示リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 3-17 に示す。

No	業種	開示規則
1	生命保険	保険業法施行規則別表様式第 7 号※ 保険業法施行規則別表様式第 6 号※ 保険業法施行規則別表様式第 7 号の 3※ 保険業法施行規則別表様式第 6 号の 3※
2	損害保険	損害保険会社有価証券報告書作成要領（案） 平成 18 年 6 月 社団法人日本損害保険協会

※日本損害保険協会の損害保険会社有価証券報告書作成要領（案）も参考にしている。

表 3-17 表示リンク作成の基準一覧

(2) パターン別リンクファイルの種類

保険業タクソノミにおけるパターン別リンクベースファイルは、「添付 3. パターン別リンクベースファイル一覧」のとおり。

3.7.4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の abstract が true の要素は計算リンクには設定していない。
- 中間損益計算書、中間連結損益計算書で設定されている勘定科目のうち、科目名が「うち書き」となっている科目は、正常な計算関係が成立しないため、計算リンクから当該要素は除いている。

3.8 鉄道事業タクソノミ

3.8.1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、鉄道事業会計規則で規定している様式を表 3-18 に示す。

No	様式	
1	別表第 2	財務諸表
2	第 1 号表	貸借対照表
3	第 2 号表	損益計算書
4	第 3 号表	株主資本等変動計算書
5	第 3 号表の 2	注記表
6	第 4 号表	固定資産明細表
7	第 5 号表	減価償却明細表
8	第 6 号表	建設仮勘定明細表
9	第 7 号表	鉄道事業営業収益明細表
10	第 8 号表	鉄道事業営業費明細表
11	第 9 号表	財団抵当借入金明細表
12	第 10 号表	諸税明細表

表 3-18 鉄道事業会計規則で規定している様式一覧

上記のうち、有価証券報告書において財務諸表として作成されるのは、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書である。

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 3-19 に示す。

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	国土交通省	鉄道事業会計規則	2006-07-14	別表第 2 第 1 号表
			2005-03-22	別表第 2 第 2 号表

表 3-19 参照リンク作成の基準一覧

(2) 特記事項

- ・ 別表第 2 第 3 号表の株主資本等変動計算書は、財務諸表等規則の株主資本等変動計算書と実質的に同一であり、財規ガイドラインに従って、参照リンクには設定していない。
- ・ キャッシュ・フロー計算書は、鉄道事業会計規則に規定されていないため、参照リンクには設定していない。

- ・ 別表第 1 勘定科目表の取り扱いについて（注）

（注）

A 群勘定科目語彙の選定における根拠条文は、以下のとおりである。

鉄道事業会計規則

第5条 鉄道事業者は、次章以下に定めるもののほか、別表第 1 によって勘定科目を分類し、かつ、別表第 2 によって貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を作成しなければならない。

上記のとおり、別表第 2 は財務諸表の表示様式であるため、要素として設定する勘定科目の選定は、別表第 2 による。

別表第 1 は別表第 2 と同様に第 5 条の規定であるが、勘定科目の分類のための勘定科目表であるため、タクソノミの設定対象外とした。

- ・ 財規ガイドライン 130 5(5)に記載されている「臨時繰延額」については、開示例が確認できなかったため、語彙の選定外としている。

3.8.2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

鉄道事業会計規則

3.8.3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

「鉄道事業会計規則」、「連結財務諸表規則及び同様式」、「中間連結財務諸表規則及び同様式」

(2) パターン別リンクファイルの種類

鉄道事業タクソノミにおけるパターン別リンクベースファイルは、「添付 3. パターン別リンクベースファイル一覧」のとおり。

(3) 特記事項

- ・ パターン別リンクファイル

鉄道事業会計規則では、以下の条文において表示パターンの容認規定がある。

様式

II 固定資産

A 鉄道事業固定資産

1 有形固定資産	×××		
減価償却累計額	×××	×××	
	<hr/>		
2 無形固定資産		×××	×××

容認規定

別表第2 第1号表

備考

- 6 会社法第435条第2項の規定により作成する場合には、各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除額残高を当該各有形固定資産の金額として表示することができる。

II 固定資産

A 鉄道事業固定資産

1 有形固定資産		×××	
2 無形固定資産		×××	×××

- 9 減価償却を行う各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもって表示することができる。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを防げない。

II 固定資産

A 鉄道事業固定資産

1 有形固定資産	×××		
減価償却累計額	×××		
減損損失累計額	×××	×××	
	<hr/>		
2 無形固定資産		×××	×××

- 10 9の規定により減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目を持って表示することができる。

II 固定資産

A 鉄道事業固定資産

1	有形固定資産	×××	
	減価償却累計額及び減損損失累計額	×××	×××
2	無形固定資産		×××

上記のパターンについて鉄道事業会計規則に基づいて財務諸表を作成している会社を調査した結果、減損損失累計額の表示パターンの利用度を表 3-20 に示す。

No	項目	内容
1	報告書	有価証券報告書
2	決算日	平成 18 年 3 月 31 日
3	調査会社数	52 社
4	うち個別財務諸表のみ作成	9 社
5	うち連結財務諸表作成会社	43 社
6	減損損失を計上した会社	30 社
7	減損損失累計額を各資産の金額から直接控除した会社	30 社

表 3-20 減損損失累計額の表示パターンの利用度

上記の調査結果、減損損失を計上した会社の財務諸表を確認したところ、減損損失累計額の表示パターンは利用がなかったため、今回の鉄道事業タクソノミの貸借対照表及び中間貸借対照表では設定しない。

1. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表の取り扱い

鉄道事業会計規則における様式の特徴は、固定資産が事業別に分類されている点にある。

II 固定資産

A 鉄道事業固定資産

1	有形固定資産	×××	
	減価償却累計額	×××	×××
2	無形固定資産		×××

B (何)業固定資産

1	有形固定資産	×××	
	減価償却累計額	×××	×××
2	無形固定資産		×××

C 各事業関連固定資産

1 有形固定資産	×××		
減価償却累計額	×××	×××	
2 無形固定資産		×××	×××
D その他の固定資産			×××
E 建設仮勘定			
1 鉄道事業		×××	
2 (何)業		×××	×××

また、営業利益も事業別に分類されている。

I 鉄道事業営業利益

1 営業収益

(1) 旅客運輸収入	×××	
(2) 貨物運輸収入	×××	
(3) 鉄道線路使用料収入	×××	
(4) 鉄道線路譲渡収入	×××	
(5) 運輸雑収	×××	×××

2 営業費

(1) 運送費	×××	
(2) 案内宣伝費	×××	
(3) 厚生福利施設費	×××	
(4) 一般管理費	×××	
(5) 諸税	×××	
(6) 減価償却費	×××	×××

鉄道事業営業利益 ×××

II (何)業営業利益

1 営業収益

(1) ……	×××	
(2) ……	×××	×××

2 営業費

(1) ……	×××	
(2) ……	×××	×××

(何)業営業利益 ×××

全事業営業利益 ×××

連結財務諸表の取り扱い

鉄道事業会計規則には、連結財務諸表に係る規定及び様式は定められていないため、鉄道事業の有価証券報告書において連結財務諸表の様式の傾向を調査した。

調査対象は、有価証券報告書の経理の状況において、「鉄道事業会計規則に基づいて財務諸表を作成している会社である。

調査は、各社の有価証券報告書の【経理の状況】の連結財務諸表の作成方法についての記載で、①鉄道事業会計規則に基づいて連結財務諸表を作成している旨の記載があるか、②記載されている場合に、上述の鉄道事業会計規則の様式に準拠した連結財務諸表が作成されているか、である。

No	項目	内容
1	報告書	有価証券報告書
2	決算日	平成 18 年 3 月 31 日
3	調査会社数	52 社
4	うち個別財務諸表のみ作成	9 社
5	うち連結財務諸表作成会社	43 社

No	条件	社数
1	連結財務諸表作成会社	43 社
2	連結財務諸表の作成方法は連結財務諸表規則にのみ準拠している会社	39 社
3	連結財務諸表の作成方法で鉄道事業会計規則にも準拠している会社	5 社
4	3のうち、連結財務諸表が鉄道事業会計規則の特徴を有する会社	0 社

上記の調査の結果、連結財務諸表が鉄道事業会計規則の特徴を有する会社は 0 社であったため、鉄道事業の連結財務諸表は一般商工業の連結財務諸表と同一に設定している。

3.8.4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の abstract が true の要素は計算リンクには設定していない。

3.9 海運事業タクソノミ

3.9.1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 3-21 に示す。

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	国土交通省	海運企業財務諸表準則	2006-08-03	別表第 1 号表
			2004-03-25	別表第 3 号表

表 3-21 参照リンク作成基準の一覧

(2) 特記事項

- ・ 海運企業財務諸表準則別表第 2 号表は、株主資本等変動計算書を規定しているが、財務諸表等規則の株主資本等変動計算書と実質的に同一であり、財規ガイドラインに従って、参照リンクには設定していない。
- ・ キャッシュ・フロー計算書は、海運企業財務諸表準則に規定がないため、一般商工業のものを利用している。

3.9.2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

「海運企業財務諸表準則」

3.9.3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

「財務諸表等規則及び同様式、海運企業財務諸表準則」、「中間財務諸表等規則及び同様式、海運企業財務諸表準則」、「連結財務諸表規則及び同様式、海運企業財務諸表準則」、「中間連結財務諸表規則及び同様式、海運企業財務諸表準則」

(2) パターン別リンクファイルの種類

海運事業タクソノミにおけるパターン別リンクベースファイルは、「添付 3. パターン別リンクベースファイル一覧」のとおり。

3.9.4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- ・ 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の abstract が true の要素は計算リンクには設定していない。

3.10 電気通信事業タクソノミ

3.10.1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 3-22 に示す。

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	総務省	電気通信事業会計規則	2006-10-30 2004-03-22	別表第 2 様式第 1 別表第 2 様式第 2 別表第 1

表 3-22 参照リンク作成の基準一覧

(2) 特記事項

- ・ 電気通信事業会計規則の別表第 1 は、以下の規定から、車両のみ、参照リンクとして使っている。

別表第 1

科目	備考
車両及び船舶	船舶を有しない場合は「車両」として記載することができる。

- ・ 様式において、(何) 業とされている科目については、開示例の調査から付帯事業として設定している。
- ・ 株主資本等変動計算書は、財規ガイドラインに従って、参照リンクには設定していない。

3.10.2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

「電気通信事業会計規則」

3.10.3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

「電気通信事業会計規則」

(2) パターン別リンクファイルの種類

電気事業タクソノミにおけるパターン別リンクベースファイルは、「添付 3. パターン別リンクベースファイル一覧」のとおり。

3.10.4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の `abstract` が `true` の要素は計算リンクには設定していない。

3.11 電気事業タクソノミ

3.11.1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 3-23 に示す。

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	経済産業省	電気事業会計規則	2006-05-31	別表第 2 第 1 表
			2005-09-30	別表第 2 第 2 表

表 3-23 参照リンク作成の基準一覧

(2) 特記事項

- ・株主資本等変動計算書は、財規ガイドラインに従って、参照リンクには設定していない。
- ・財務諸表等規則別記 12 に掲げる電気業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、財務諸表等規則第 54 条の 3 に規定する特別法上の準備金等に関する事項については、財務諸表等規則第 2 条ただし書の規定により、電気事業会計規則（昭和 40 年通商産業省令第 57 号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとするため、特別法上の準備金は、財務諸表等規則にしたがっている。

3.11.2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

「電気事業会計規則」

3.11.3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

「電気事業会計規則」

(2) パターン別リンクファイルの種類

電気事業タクソノミにおけるパターン別リンクベースファイルは、「添付 3. パターン別リンクベースファイル一覧」のとおり。

3.11.4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- ・表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の abstract が true の要素は計算リンクには設定していない。

3.12 ガス事業タクソノミ

3.12.1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 3-24 に示す。

No	Publisher	Name	Article	Issue Date	Appendix
1	経済産業省	ガス事業会計規則		2006-05-31 2004-07-08	様式第 1 様式第 2 別表第 2

表 3-24 参照リンク作成の基準一覧

(2) 特記事項

- ・ ガス事業会計規則の別表第 2 は、有形固定資産の簡易ガス事業設備を、参照リンクとして設定している。

3.12.2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

「ガス事業会計規則」

3.12.3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

「ガス事業会計規則」

(2) パターン別リンクファイルの種類

ガス事業タクソノミにおけるパターン別リンクベースファイルは、「添付 3. パターン別リンクベースファイル一覧」のとおり。

3.12.4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- ・ 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の abstract が true の要素は計算リンクには設定していない。

3.13 投資信託委託業タクソノミ

3.13.1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 3-25 に示す。

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	内閣府	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則	2006-04-20 2005-06-16	別紙様式第 8 号

表 3-25 参照リンク作成の基準一覧

3.13.2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」

3.13.3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」

(2) パターン別リンクファイルの種類

投資信託委託業タクソノミにおけるパターン別リンクベースファイルは、「添付 3. パターン別リンクベースファイル一覧」のとおり。

3.13.4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の abstract が true の要素は計算リンクには設定していない。

3.14 投資業タクソノミ

3.14.1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 3-26 に示す。

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	内閣府	投資法人の計算に関する規則	2006-04-20	
2	内閣府	投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則	2005-06-16	

表 3-26 参照リンク作成の基準一覧

3.14.2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

「投資法人の計算に関する規則」

当該規則では、区分表示に係る条文が少なく、ほとんどが“範囲”についての条文である。

(例)「第 37 条 3 項 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。」

また、様式も規定されていない。しかし、規則自体は存在するため、投資業として不足している勘定科目をどのように設定するかを検討した。そこで、“範囲”についての条文のうち、勘定科目名が推定され、かつ、投資業の事業目的と整合する勘定科目を A 群勘定科目として設定する。

定義リンクについては、表示リンクと同一のツリー構造とする。これは、投資業は連結財務諸表、中間連結財務諸表が想定されておらず、また、中間財務諸表に関する開示規則もないため、複数の開示規則にまたがった A 群勘定科目をカテゴリーごとに分類する必要がない。

以下に各財務諸表の語彙選定を示す。

(ア)貸借対照表（語彙選定の CTE は共通語彙タクソノミ、INV は投資業タクソノミ。以下同じ）

No	属性	条文	語彙選定
1		(資産の部の区分)	
2		第三十七条 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目（第二号に掲げる項目を除く。）は、適当な項目に細分しなければならない。	
3	区分	一 流動資産	CTE
4	区分	二 固定資産	CTE
5	区分	三 繰延資産	CTE
6		2 固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。	
7	区分	一 有形固定資産	CTE
8	区分	二 無形固定資産	CTE
9	区分	三 投資その他の資産	CTE
10		3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。	
11	範囲	一 次に掲げる資産 流動資産	
12	範囲	イ 現金及び預金（一年内に期限の到来しない預金を除く。）	CTE
13	範囲	ロ 受取手形（通常取引（当該投資法人の営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。以下この章において同じ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。）をいう。）	CTE
14	範囲	ハ 営業未収入金（通常取引に基づいて発生した営業上の未収金（当該未収金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。）をいう。）	INV
15	範囲	ニ 売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。）及び一年内に満期の到来する有価証券	CTE※1
16	範囲	ホ 前渡金（商品、原材料等の購入のための前渡金（当該前渡金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該前渡金を除く。）をいう。）	CTE※2
17	範囲	ヘ 前払費用であって、一年内に費用となるべきもの	CTE※3
18	範囲	ト 未収収益	※4

19	範囲	チ 次に掲げる繰延税金資産	
20	範囲	(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産	
21	範囲	(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められるもの	
22	範囲	リ その他の資産であって、一年内に現金化できると認められるもの	※5
23	範囲	二 次に掲げる資産（ただし、イからホまでに掲げる資産については、営業の用に供するものに限る。） 有形固定資産	
24	範囲	イ 建物及び暖房、照明、通風等の付属設備	CTE※6
25	範囲	ロ 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）	※6
26	範囲	ハ 機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備その他の付属設備	※6
27	範囲	ニ 工具、器具及び備品（耐用年数一年以上のものに限る。）	※6
28	範囲	ホ 土地	※6
29	範囲	へ 建設仮勘定（イからホまでに掲げる資産で営業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）	※6
30	範囲	ト その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの	※6
31	範囲	三 次に掲げる資産 無形固定資産	
32	範囲	イ 借地権（地上権を含む。）	CTE※7
33	範囲	ロ のれん	※7
34	範囲	ハ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの	※8
35	範囲	四 次に掲げる資産 投資その他の資産	
36	範囲	イ 流動資産に属しない有価証券	CTE※9
37	範囲	ロ 出資金	※10
38	範囲	ハ 長期貸付金	CTE
39	範囲	二 次に掲げる繰延税金資産	
40	範囲	(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産	
41	範囲	(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められないもの	
42	範囲	ホ その他の資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの	※11
43	範囲	へ その他の資産であって、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの	※11
44	範囲	五 繰延資産として計上することが適当であると認められるもの 繰延資産	

45		(省略)	
46		(負債の部の区分)	
47		第三十八条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。	
48	区分	一 流動負債	CTE
49	区分	二 固定負債	CTE
50	範囲	2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。	
51	範囲	一 次に掲げる負債 流動負債	
52	範囲	イ 営業未払金（通常の取引に基づいて発生した営業上の未払金をいう。）	INV
53	範囲	ロ 前受金	※12
54	範囲	ハ 引当金（資産に係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く。）	※13
55	範囲	ニ 通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの	※14
56	範囲	ホ 未払費用	CTE
57	範囲	へ 前受収益	※4
58	範囲	ト 次に掲げる繰延税金負債	
59	範囲	(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債	
60	範囲	(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められるもの	
61	範囲	チ その他の負債であって、一年内に支払又は返済されると認められるもの	※15
62	範囲	二 次に掲げる負債 固定負債	
63	範囲	イ 投資法人債	※16
64	範囲	ロ 長期借入金	※17
65	範囲	ハ 引当金（資産に係る引当金及び前号ハに掲げる引当金を除く。）	※13
66	範囲	ニ 次に掲げる繰延税金負債	
67	範囲	(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債	
68	範囲	(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められないもの	
69	範囲	ホ のれん	※18
70	範囲	へ その他の負債であって、流動負債に属しないもの	※19
71		(純資産の部の区分)	
72		第三十九条 純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。	

73	区分	一 投資主資本	INV
74	区分	二 評価・換算差額等	CTE
75		2 投資主資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。 この場合において、第四号に掲げる項目は、控除項目とする。	
76	区分	一 出資総額	INV
77	区分	二 新投資口申込証拠金	INV
78	区分	三 剰余金	INV
79	区分	四 自己投資口	INV
80		3 出資総額に係る項目は、法第二百五条第三項 又は第三百三十七条第三項の規定により出資総額から控除される金額がある場合には、出資総額と出資総額控除額とに区分しなければならない。	INV※20
81		4 剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。	
82	区分	一 出資剰余金	INV
83	区分	二 任意積立金	CTE
84	区分	三 当期未処分利益又は当期未処理損失	CTE
85		5 前項第二号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分することができる。	
86		6 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分しなければならない。	
87	区分	一 その他有価証券評価差額金	CTE
88	区分	二 繰延ヘッジ損益	CTE
89		(貸倒引当金等の表示)	
90	区分	第四十条 各資産に係る引当金は、次項の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。	CTE
91		2 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。	
92		(有形固定資産に対する減価償却累計額の表示)	
93	区分	第四十一条 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、次項の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもって表示しなければならない。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。	CTE※6

94		2 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示することができる。	
95		(有形固定資産に対する減損損失累計額の表示)	
96	区分	第四十二条 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次項及び第三項の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の金額（前条第二項の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額）から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。	※6
97	区分	2 減価償却を行う各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもって表示することができる。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。	※6
98		3 前条第一項及び前項の規定により減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目をもって表示することができる。	
99		(無形固定資産の表示)	
100		第四十三条 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。	
101		(親法人投資口等の表示)	
102	区分	第四十四条 親法人又は子法人の投資口は、親法人投資口又は子法人投資口の項目をもって別に表示しなければならない。	INV
103		(繰延税金資産等の表示)	
104	区分	第四十五条 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。	CTE
105	区分	2 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。	CTE
106		(繰延資産の表示)	
107		第四十六条 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。	

- ※ 1 有価証券として設定した。
- ※ 2 前渡金として設定した。
- ※ 3 前払費用であって、一年内に費用となるべきものとして、前払費用を設定し、また、投資その他の資産として長期前払費用を設定した。
- ※ 4 削除（使用なし）
- ※ 5 名称が明確に定められていないため、財務諸表等タクソノミの「その他」とする。
- ※ 6 投資業は「証券投資法人」と「不動産投資法人」が該当する。投資法人は、投資家から資金を集めてファンドとして組成された業態であるため、規則では有形固定資産の規定があるが、提出会社が利用する建物などの有形固定資産は発生しないと考えられる。一方、規則に規定はないが、不動産投資法人は「信託建物」のように信託財産としての有形固定資産が考えられる。規則上も減価償却累計額の表示方法の規定がある。そのため、「建物」、「減価償却累計額（建物）」及び「減価償却累計額（一括控除）」を要素の例示として設定した。減損損失累計額については、間接控除及び一括控除の規定があるが、例示として設定する有用性が低いと考えた。
- ※ 7 削除（使用なし）
- ※ 8 名称が明確に定められていないため、財務諸表等タクソノミの「その他」とする。
- ※ 9 投資有価証券として設定した。
- ※ 10 削除（使用なし）
- ※ 11 名称が明確に定められていないため、財務諸表等タクソノミの「その他」とする。
- ※ 12 前受金は、設定する。
- ※ 13 引当金の条文は、特定の引当金を規定しておらず、流動負債、固定負債の範囲として規定されているため設定していない。
- ※ 14 未払金、預り金は設定する。
- ※ 15 名称が明確に定められていないため、財務諸表等タクソノミの「その他」とする。
- ※ 16 投資法人債は、設定する。
- ※ 17 長期借入金は、設定する。
- ※ 18 削除（使用なし）
- ※ 19 名称が明確に定められていないため、財務諸表等タクソノミの「その他」とする。
- ※ 20 出資総額控除額は、定義リンクにのみ、設定した。

(イ)損益計算書

No	属性	条文	語彙選定
1		(損益計算書の区分)	
2		第四十八条 損益計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。	
3	区分	一 営業収益	INV
4	区分	二 営業費用	INV
5	区分	三 営業外収益	CTE
6	区分	四 営業外費用	CTE
7	区分	五 特別利益	CTE
8	区分	六 特別損失	CTE
9	区分	2 営業収益及び営業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用を、受取利息、有価証券売却損益、不動産賃貸収入、不動産売却損益、資産運用報酬、資産保管手数料その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した項目に細分しなければならない。	INV※1
10	区分	3 特別利益に属する利益及び特別損失に属する損失は、災害による損失、前期損益修正損益その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。	CTE※2
11		4 前項の規定にかかわらず、同項の各利益又は各損失のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益又は損失を細分しないこととすることができる。	
12		5 損益計算書の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失の性質を示す適当な名称を付さなければならない。	
13		(営業損益金額)	
14	区分	第四十九条 営業収益の合計額から営業費用の合計額を減じて得た額（以下「営業損益金額」という。）は、営業利益金額として表示しなければならない。	CTE※3
15	区分	2 前項の規定にかかわらず、営業損益金額が零未満である場合には、零から営業損益金額を減じて得た額を、営業損失金額として表示しなければならない。	
16		(経常損益金額)	
17	区分	第五十条 営業損益金額に営業外収益を加算して得た額から営業外費用を減じて得た額（以下「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しなければならない。	CTE※3
18	区分	2 前項の規定にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零か	

		ら経常損益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しなければならない。	
19		(税引前当期純損益金額)	
20	区分	第五十一条 経常損益金額に特別利益を加算して得た額から特別損失を減じて得た額（以下「税引前当期純損益金額」という。）は、税引前当期純利益金額として表示しなければならない。	CTE※3
21	区分	2 前項の規定にかかわらず、税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額として表示しなければならない。	
22		(税等)	
23		第五十二条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に表示しなければならない。	
24	区分	一 当該営業期間に係る法人税等	CTE※4
25	区分	二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税等の調整額をいう。）	CTE
26	区分	2 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目をもって表示するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。	※5
27		(当期純損益金額)	
28	区分	第五十三条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「当期純損益金額」という。）は、当期純利益金額として表示しなければならない。	CTE※3
29		一 税引前当期純損益金額	
30		二 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、還付税額があるときは当該還付金額	
31		三 前条第一項各号に掲げる項目の金額	
32		四 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、納付税額があるときは、当該納付金額	
33	区分	2 前項の規定にかかわらず、当期純損益金額が零未満である場合には、零から当期純損益金額を減じて得た額を、当期純損失金額として表示しなければならない。	
34		(当期末処分利益又は当期末処理損失)	
35		第五十四条 次に掲げる額は、その内容を示す適当な名称を付して前条に規定する当期純利益金額又は当期純損失金額の次に表示しなければならない	

		い。	
36	区分	一 前期繰越利益又は前期繰越損失の額	CTE
37		二 一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しの額	
38		2 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨規約（法第六十七条第一項に規定する規約をいう。以下同じ。）に定めがある投資法人にあっては、払戻しに伴う当期純利益の分配額は前項に規定する当期純利益金額から当該金額を減算する形式により、払戻しに伴う当期純損失金額の分配額は同項に規定する当期純損失金額に当該金額を加算する形式により、表示しなければならない。	
39	区分	3 前条に規定する当期純利益金額又は当期純損失金額に第一項各号に掲げる額及び前項に規定する額を加減した額は、当期未処分利益又は当期未処理損失として表示しなければならない。	CTE
40		（包括利益）	
41	区分	第五十五条 損益計算書には、包括利益に関する事項を表示することができ る。	※6

- ※ 1 削除（使用なし）
- ※ 2 災害による損失は、設定する。
- ※ 3 削除（使用なし）
- ※ 4 法人税、住民税及び事業税として設定した。
- ※ 5 「その内容を示す名称を付した項目をもって表示する」として具体的な名称を例示していないため設定していない。
- ※ 6 包括利益に関する事項を表示できるとしているが、表示の方法が明確に定められていないため設定していない。

(ウ)投資主資本等変動計算書

No	属性	条文	語彙選定
1		第五十六条 投資主資本等変動計算書については、この条に定めるところによる。	
2		2 投資主資本等変動計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。	
3	区分	一 投資主資本	INV
4	区分	二 評価・換算差額等	CTE
5		3 投資主資本は、次に掲げる項目に区分しなければならない。	
6	区分	一 出資総額	INV
7	区分	二 新投資口申込証拠金	INV
8	区分	三 剰余金	INV
9	区分	四 自己投資口	INV
10		4 剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。	
11	区分	一 出資剰余金	INV
12	区分	二 任意積立金	INV
13	区分	三 当期末処分利益又は当期末処理損失	INV※1
14		5 前項第二号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分することができる。	
15		6 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分することができる。	
16	区分	一 その他有価証券評価差額金	CTE
17	区分	二 繰延ヘッジ損益	CTE
18		7 出資総額、剰余金及び自己投資口に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならない。	
19	区分	一 前期末残高	INV※2
20	区分	二 当期変動額	INV※2
21	区分	三 当期末残高	INV※2
22		8 評価・換算差額等に係る項目は、それぞれ前期末残高及び当期末残高並びにその差額について明らかにしなければならない。この場合において、主要な当期変動額について、その変動事由とともに明らかにすることを妨げない。	

※ 1 財務諸表等規則では平成 18 年 4 月 25 日改定により未処分利益がなくなったため、投資業として設定している。

※ 2 科目名称は、財務諸表等タクソノミと同じ名称に設定している。

(エ)キャッシュ・フロー計算書

規則に開示規定がないため、一般商工業タクソノミのキャッシュ・フロー計算書を利用する。

3.14.3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

「投資法人の計算に関する規則（財務諸表等規則及び同様式を参考）」

(2) パターン別リンクファイルの種類

投資業タクソノミにおけるパターン別リンクベースファイルは、「添付 3. パターン別リンクベースファイル一覧」のとおり。

3.14.4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- ・ 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の `abstract` が `true` の要素は計算リンクには設定していない。

3.15 特定金融業タクソノミ

3.15.1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 3-27 に示す。

No	Publisher	Name	Number	Issue Date	Appendix
1	社団法人全国 貸金業協会連 合会	消費者金融業における標準 財務諸表様式		2001-05-10	証券取引法に基づ く標準財務諸表(例 示)
2	日本公認会計 士協会	消費者金融会社等の利息返 還請求による損失に係る引 当金の計上に関する監査上 の取り扱い	業種別委員 会報告第 37 号	2006-10-13	

表 3-27 参照リンク作成の基準一覧

(2) 特記事項

- ・ 「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取り扱い」は、利息返還損失引当金（流動負債及び固定負債）、利息返還損失引当金繰入額（販管費）のみ、参照リンクに設定している。

3.15.2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

「消費者金融業における標準財務諸表様式」

3.15.3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を設定している。

なお、参照リンクに設定した様式に従い、表示リンクを設定したが、会社法対応を想定した表示リンクとしている。

(1) 基本となる開示規則等

「消費者金融業における標準財務諸表様式」

(2) パターン別リンクファイルの種類

建設保証業タクソノミにおけるパターン別リンクベースファイルは、「添付 3. パターン別リンクベースファイル一覧」のとおり。

3.15.4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の `abstract` が `true` の要素は計算リンクには設定していない。

3.16 商品先物取引業タクソノミ

3.16.1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 3-28 に示す。

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	日本商品先物取引協会	商品先物取引業統一経理基準 商品先物取引業における証券取引法に基づく開示の内容について	2006-05	

表 3-28 参照リンク作成の基準一覧

3.16.2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

「商品先物取引業における証券取引法に基づく開示の内容について」

3.16.3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

「商品先物取引業における証券取引法に基づく開示の内容について」

(2) パターン別リンクファイルの種類

商品先物取引業タクソノミにおけるパターン別リンクベースファイルは、「添付 3. パターン別リンクベースファイル一覧」のとおり。

3.16.4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の abstract が true の要素は計算リンクには設定していない。

3.17 リース事業タクソノミ

3.17.1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 3-29 に示す。

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	リース事業協会	証券取引法にもとづくリース会社における開示内容の統一について	1991-02-21	

表 3-29 参照リンク作成の基準一覧

3.17.2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

「証券取引法にもとづくリース会社における開示内容の統一について」

3.17.3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

「財務諸表等規則及び同様式、証券取引法にもとづくリース会社における開示内容の統一について」

(2) パターン別リンクファイルの種類

リース事業タクソノミにおけるパターン別リンクベースファイルは、「添付 3. パターン別リンクベースファイル一覧」のとおり。

3.17.4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の abstract が true の要素は計算リンクには設定していない。

3.18 投資信託受益証券タクソノミ

3.18.1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 3-30 に示す。

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	内閣府	投資信託財産の計算に関する規則	2006-04-20	
2	社団法人投資信託協会	投資信託協会の財務諸表モデル	—	
3		投資信託に関する会計規則に関する細則	2007-01-19	

表 3-30 参照リンク作成の基準一覧

3.18.2

(2) 特記事項

投資信託に関する会計規則に関する細則は、財務諸表作成のための開示規則ではないため、投資信託財産の計算に関する規則(投資信託財産計算規則)、投資信託協会の財務諸表モデル(投資信託協会財務諸表モデル)に規定されておらず、かつ、財務諸表の開示事例があるもののみを要素として追加している。

3.18.3 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

「投資信託財産の計算に関する規則、投資信託協会の財務諸表モデル、投資信託に関する会計規則に関する細則」

3.18.4 表示リンクの作成

財務諸表(貸借対照表、損益及び剰余金計算書)を設定している。

なお、投資信託財産の計算に関する規則、投資信託に関する会計規則に関する細則で表示順序を規定することは困難であるため、投資信託協会の財務諸表モデルを参考とした。また、開示例においても左記モデルの表示構造を取っている。

(1) 基本となる開示規則等

「投資信託協会の財務諸表モデル」

(2) パターン別リンクファイルの種類

パターン別リンクファイルは、設定していない。

3.18.5 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の abstract が true の要素は計算リンクには設定していない。

3.18.6 名称リンクの作成

(1) 特記事項

損益及び剰余金計算書の当期純利益以下においては、剰余金の変動を記載する形式である。剰余金は、期首及び期末においてそれぞれ欠損金となりえる。期首剰余金と期末剰余金は、期首と期末の時点の相違であり、剰余金と欠損金は、プラスとマイナスの相違であるため、タクソノミに設定した要素は剰余金で統一した。また、期首、期末及び欠損金の表記は名称リンクのラベルロールで対応している。

No	名称	ラベルロール	設定した名称
1	期首ラベル	periodStartLabel	期首剰余金
2	期末ラベル	periodEndLabel	期末剰余金
3	期首負値ラベル	periodStartNegativeLabel	期首欠損金
4	期末負値ラベル	periodEndNegativeLabel	期末欠損金
5	期首正值負値ラベル	periodStartpositiveOrNegativeLabel	期首剰余金(又は期首欠損金)
6	期末正值負値ラベル	periodEndpositiveOrNegativeLabel	期末剰余金(又は期末欠損金)

表 3-31 剰余金の名称ラベル

期首剰余金、期末剰余金、期首欠損金及び期末欠損金の標記のケースについて、以下に示す。

ケース 1	ケース 2
期首剰余金	期首欠損金
剰余金増加額 (一部解約に伴う剰余金増加額) (当期追加信託に伴う剰余金増加額)	剰余金増加額 (一部解約に伴う剰余金増加額) (当期追加信託に伴う剰余金増加額)
剰余金減少額 (一部解約に伴う剰余金減少額) (当期追加信託に伴う剰余金減少額)	剰余金減少額 (一部解約に伴う剰余金減少額) (当期追加信託に伴う剰余金減少額)
分配金	分配金
期末剰余金	期末欠損金

ケース 3	ケース 4
<p>期首剰余金</p> <p>剰余金増加額 (一部解約に伴う剰余金増加額) (当期追加信託に伴う剰余金増加額)</p> <p>剰余金減少額 (一部解約に伴う剰余金減少額) (当期追加信託に伴う剰余金減少額)</p> <p>分配金</p> <p>期末欠損金</p>	<p>期首欠損金</p> <p>剰余金増加額 (一部解約に伴う剰余金増加額) (当期追加信託に伴う剰余金増加額)</p> <p>剰余金減少額 (一部解約に伴う剰余金減少額) (当期追加信託に伴う剰余金減少額)</p> <p>分配金</p> <p>期末剰余金</p>

4. B群勘定科目の取り扱い

4.1 B群勘定科目の概要

4.1.1 定義

B群勘定科目とは、A群勘定科目即ち会計に係る法令や開示規則など権威ある文書に記述のある勘定科目群以外の、広く一般に利用されているもののA群勘定科目に当てはまらない勘定科目群を言う。

現状の開示実態をできる限り反映した EDINET タクソノミを開発するためには、A群勘定科目に限らず広く一般に使われている勘定科目を調査し、EDINET タクソノミの勘定科目の候補とする必要がある。B群勘定科目は、直近複数年度における有価証券報告書、半期報告書等の開示において使用されている勘定科目の実態について調査し、科目名の標準化を実施し、且つ出現頻度が高いものを取りまとめたものである。

4.1.2 B群勘定科目に関する作業ステップ、判断基準および母集団について

B群勘定科目を特定するため、以下の作業ステップおよび判断基準を使用する。

ステップ1・科目の標準化	判断基準：意味的重複の有無
ステップ2・出現頻度判定	判断基準：出現頻度

母集団として、直近複数中間会計期間における開示実態である直近約5年の有価証券報告書および半期報告書のデータ（5万科目以上）を利用する。

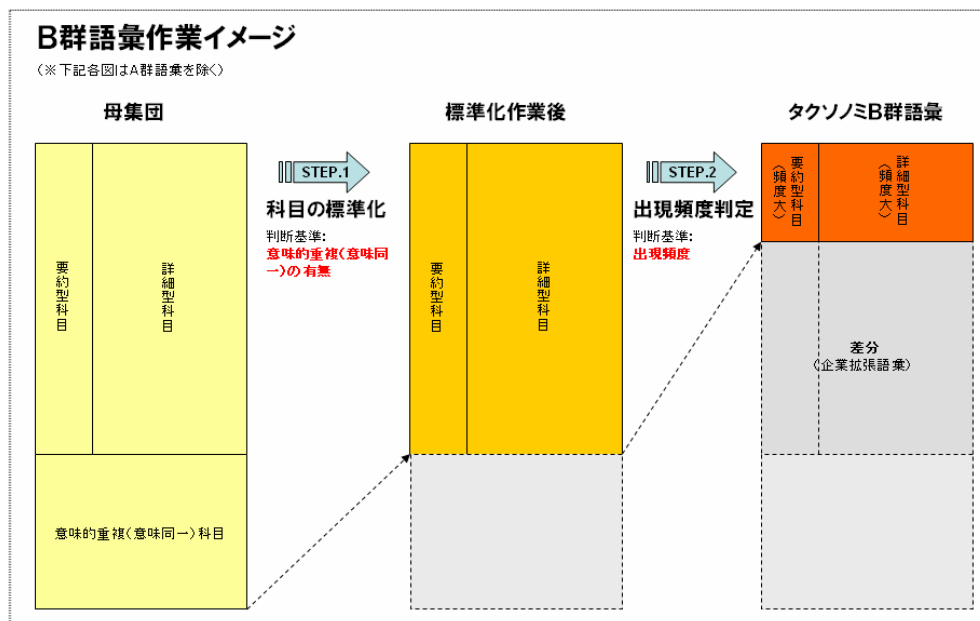


図 4-1 B群勘定科目の語彙作業イメージ

【作業ステップ1・科目の標準化】

まず、科目の意味的重複の排除、言い換えれば共通概念を有する勘定科目名の揺らぎをなくす作業を実施する。勘定科目の標準化の具体例については、添付資料「標準科目判断指針」に記載している。

この作業は、同一の意味をもつ科目群を一つの科目に統一することのみを目的とし、意味の包含関係・親子関係をもつ科目群を統一することは作業対象ではない。

【作業ステップ2・出現頻度による判定】

続いて出現頻度による判定を実施する。判定においては、下記複数の基準を設定する。

- 判定基準1：直近2年間に1度以上使用されているか。
- 判定基準2：母集団の全期間（5年間）の出現回数は、出現回数基準値を満たしているか。

出現回数基準値は、出現頻度の散らばりや財務諸表・業種毎の特性、操作性・一覧性等を総合的に勘案して設定する。ただし、組合せとして機能する複数の勘定科目群の一部が採用されている場合など、全体の整合性を考慮する必要がある場合は、上述判定基準に加えて別途採用・不採用の検討を加えることとする。

4.2 一般商工業の損益計算書表示のゆらぎに対する対応

わが国の一般商工業に含まれる複数の特定業種においては、主たる営業活動を源泉とする収益（売上高・営業収益・営業収入）及びこれに対応する原価・費用（売上原価、営業費用、営業原価）の語彙群及びその表示構造に関して、重要なゆらぎが発生している。

- ・営業収益・・・・・・・・2874 件
- ・営業収入・・・・・・・・1324 件
- ・営業費用・・・・・・・・1591 件（いずれも過去5年の出現頻度）

上記のような出現頻度を持つ語彙およびその表示パターンが、開示規則に規定されていない状態で実務に定着している。これらのゆらぎを網羅的に吸収するため、該当部分の定義リンク（販管費より上の部分）を下図の通り設定する。

「主たる営業活動による収益（売上高・営業収益・営業収入）」というラベルのアブストラクト項目を設定し、その子要素として、売上高・営業収益・営業収入の内訳要素を、共通的に利用することを前提に格納する。上記「主たる営業活動による収益（売上高・営業収益・営業収入）」は、定義リンクでのみ使用する要素である。

原価側も同様に設定する。営業費用には通常、販売費及び一般管理費が含まれるため、これを考慮した構造とする。

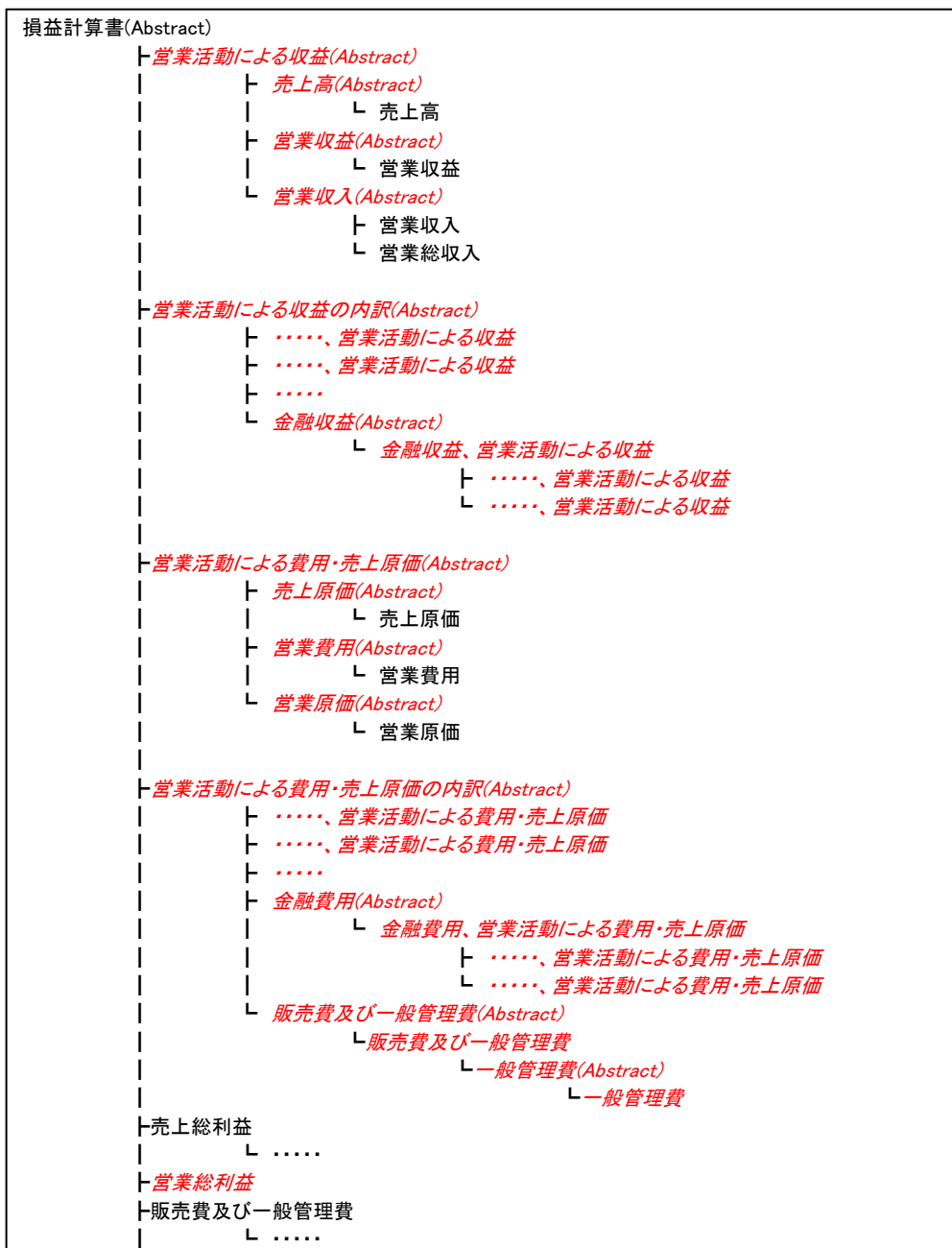


図 4-2 定義リンクの構造

4.3 その他個別事項

4.3.1 キャッシュ・フロー計算書の増加・減少・増減項目について

キャッシュ・フロー計算書において、以下のような同一の性質の科目については、「～増減額（△は～）」、「～損益（△は益）」で統一している。

- 貸倒引当金の増加額（A群勘定科目）
- 貸倒引当金の減少額（B群勘定科目）
- 貸倒引当金の増減額（△は減少）（B群勘定科目）

なお、上例のように、増加側または減少側（損益の場合は益または損）のどちらかの項目がA群勘定科目として設定されている場合は、特別措置として、当該A群勘定科目の項目のラベルを「～増減額（△は～）」（損益の場合は「～損益（△は益）」）に変更する。

4.3.2 損益計算書の営業外収益項目について

営業外損益のうち、「受取～」と「～収入」の両方の名称を持つ勘定科目については、基本的に「受取～」で統一している。ただし、「受取補助金」、「補助金収入」については、出現頻度の大きな偏りから「補助金収入」を採用している。

- 受取賃貸料（2725件）・・・採用
- 賃貸料収入（4217件）
- 受取地代家賃（533件）・・・採用
- 地代家賃収入（181件）
- 受取手数料（2919件）・・・採用
- 手数料収入（190件）
- 受取ロイヤリティー（147件）・・・採用
- ロイヤリティー収入（195件）

(例外)

- 受取補助金（24件）
- 補助金収入（254件）・・・採用

4.3.3 固定資産の「除却損」、「廃棄損」、「除売却損」と「処分損」等について

下記のように、除却損、処分損、廃棄損等の組合せが存在するが、基本的に、「除却損」と「処分損（売却と除却を共に含む場合として）」で統一する。（※「売却損」は別途、設定している。）

（参考）

固定資産除却損、営業外費用	1502 件
固定資産除却損、特別損失	18261 件
固定資産処分損、営業外費用	483 件
固定資産処分損、特別損失	596 件
固定資産売却及び除却損、特別損失	306 件
固定資産廃棄及び売却損、特別損失	122 件
固定資産売却及び廃棄損、特別損失	109 件

4.3.4 「他勘定振替高」と「他勘定受入高」について

「他勘定振替高」は、To の方向（原価から他の区分への振替）で使用され、「他勘定受入高」は、From の方向（他の区分から原価への振替）で使用されることが通例である。ただし、特に「他勘定振替高」は、同じ To の方向であってもプラスの数値か、マイナスの数値で表示するかのゆらぎがある。

本方針として、他勘定振替高も他勘定受入高も、共にプラスの数値を持つことを前提とし、下記のように設定することとする。

「他勘定振替高」のバランス属性：Credit

「他勘定受入高」のバランス属性：Debit

4.3.5 「従業員給料」と「給料」について

両科目の意味が同一か否かは、言い換えれば「給料」に従業員以外の給料が含まれるか否かということである。

「従業員」は財務諸表規則に出てくる用語であるが、特段の定義が明記されているわけではない。

雇用形態が多様化している状況下、従業員以外の部分が含まれている可能性や、執行役員部分が含まれている可能性を勘案し、別の要素とする。

※参考

給与とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。(労働基準法)

5. 英語名称の取り扱い

5.1 英語名称設定の方針

EDINET タクソノミに用意されている全ての勘定科目に対して、英語名称を設定する。日本語名称と英語名称は常に1対1で対応させることとし、日本語名称の標準ラベル・冗長ラベル・合計ラベル・負値ラベル等のラベルごとに英語名称を作成する。

5.2 英語名称の命名規約

2.2.2 を参照。

5.3 英語名称に関する参照文献

開示実務において広く一般的に利用されている英訳を盛り込むこととし、参照した文献等は、以下の通りである。

- ASBJ（企業会計基準委員会）英語版ウェブサイト
(http://www.asb.or.jp/index_e.php)
- 最新アニュアル・レポートの実例分析：日本公認会計士協会近畿会国際委員会
- 英文財務諸表の実務：あずさ監査法人
- アメリカ金融機関・会計実務ハンドブック：監査法人トーマツ
- 簿記会計実務ハンドブック-和英対照：広田潤
- 英和・和英会計経理ハンディ辞典：新井清光
- 英文会計用語辞典：山田昭広
- 各社アニュアル・レポート、英訳決算短信他
- 全国銀行協会統計資料

上記のうち全国銀行協会統計資料は、銀行・信託業における勘定科目の英語名称設定に参照したものである。

尚、EDINET タクソノミの標準ラベルの英語名称設定時に使用した英語名称パターン及び基本語彙を「英訳パターン及び基本語彙集」（五十音順、及びアルファベット順）にまとめている。